

出雲崎町 子育て支援制度

赤
ち
ゃ
ん

支援制度	内容	対象者	窓口
子どもの医療費助成	<p>高校卒業までお子さんの医療費を一部助成します。</p> <p>助成額は、自己負担額から一部負担金（通院530円/回、入院1,200円/日 月に4回まで 5回以降は0円）を除いた額です。</p> <p>乳児は満1歳の誕生月の月末まで、自己負担額を全額助成します。</p>	0歳～満18歳に達した日以後最初の3月末日まで	保健福祉課/ きらり
乳児おむつ等支給	<p>出生日の属する月の翌月から1歳になる月までの間、</p> <p>毎月5,000円を上限として紙おむつ・粉ミルク・清拭剤を現物給付します。</p>	出生日の属する月の翌月から1歳になる月までの間	保健福祉課
チャイルドシート無償貸与	<p>チャイルドシートを無償で貸与します。</p> <p>（乳幼児兼用・学童用いずれか1台）</p>	6歳未満の子ども	総務課
家庭ごみ用指定袋交付事業	<p>3歳未満のお子さんがある世帯に出雲崎町家庭ごみ用指定袋（燃やすごみ用）の引換券を交付します。</p>	3歳未満のお子さんがある世帯	町民課/ きらり
2か月児家庭訪問	<p>町保健師が直接ご自宅へ訪問して、身体計測や育児相談を行います。</p>	生後2か月のお子さんをお持ちの家庭	きらり
新生児聴覚検査費助成	<p>生後1か月以内の新生児に実施する聴覚検査の費用を助成します。</p> <p>上限6,000円。</p>	検査実施後3か月以内に申請	保健福祉課/ きらり
親子遊び教室	<p>子ども同士のふれあいを通じて、親同士の仲間づくりを支援します。その他育児等に関するもお気軽にご相談ください。</p>	お子さんがいる家庭	きらり
乳児一般健康診査	<p>生後1か月健康診査の費用を助成します。</p>	生後1か月のお子さんを持つ家庭	保健福祉課
ブックスタート事業	<p>絵本を通じて親子のふれあいを深めてもらうために、1歳6か月児健診対象者に乳幼児健診会場で、絵本をプレゼントします。</p>	1歳6か月児健診対象者	教育委員会
子ども育成支援金	<p>小学校就学前の3年間、支援金を給付します。</p> <p>（対象となる子1人につき30,000円/年）</p>	小学校就学前の3年間（満4歳に達した日の属する年度から満6歳に達した日の属する年度まで）	保健福祉課/ きらり

出雲崎町 子育て支援制度

保育園

小中学校

支援制度	内容	対象者	窓口
保育料の軽減	保育料を軽減し、子育て世帯の負担を軽減します。 第1子：独自軽減 第2子：半額 第3子：無料	保育園を利用する家庭	きらり
延長保育等の実施	保育園で延長保育、一時保育を実施し、共働き世帯等を支援します。	保育園を利用する家庭	各保育園
通園バスの運行	町内全域で通園バスを運行します。	保育園を利用する家庭	各保育園
小中学校入学祝金	小中学校入学時に祝い金として支給します。 ・小学校入学祝金/30,000円 ・中学校入学祝金/50,000円	小中学校に新1年生として入学する児童生徒を養育しており、町に住所を有する保護者	教育委員会
放課後児童クラブ	適切な遊びの場、生活の場として、出雲崎小学校内で開設し、共働き世帯を支援します。	放課後や長期休暇中に就労により留守になる家庭の小学生	教育委員会
放課後子ども教室	児童の放課後の安心・安全な居場所づくりと多様な体験活動ができる学びの場の提供します。現在は英語教室を実施しています。（月・火）	小学生	教育委員会

出雲崎町 子育て支援制度

高校・大学

支援制度	内容	対象者	窓口
高校生通学費助成	公共交通機関を利用して通学する高校生の通学費用を30%助成します。(上限80,000円/年) また、通学が困難で下宿(寮)生活をしている生徒も対象となります。	高等学校通学のため定期券を購入している生徒及び下宿(寮)生活されている生徒の保護者で以下の要件をすべて満たしている者。 1.申請者が町内に住所があること 2.申請者及び同居の親族が町税等を完納していること 3.JR定期券は出雲崎駅で購入したものであること。ただし、入学時において学校で販売される定期は助成対象	教育委員会
奨学金貸与事業	教育の機会均等の趣旨に基づき修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を無利子で貸与する制度です。 ①高校在学者 月額10,000円 ②大学(専修学校、短大)等の在学者 ・県内 月額30,000円 ・県外 月額50,000円	以下の要件をすべて満たしている者。 1.高等学校、専修学校(専門課程で修業年限が2年以上)、短期大学、大学及び高等専門学校に在学していること 2.出雲崎町に住所がある方の子弟であること 3.経済的理由により就学が困難であること 4.日本学生支援機構など、他の奨学金の貸与または給付を受けないこと	教育委員会
奨学金返還支援	奨学金の貸与を受け大学・専門学校等に就学した学生が卒業後に当町に定住して就職された場合に返還する奨学金の一部を助成します。 最大100万円(20万円×5年間) 助成金額:申請年度に返還した利息を含む奨学金の額(上限20万円) 助成期間:最長5年間 ※申請年度において町内居住期間や勤労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じての助成とします。	以下の要件をすべて満たしている者。 1.出雲崎町に住所を有する方(支援期間中に転入し、就職された方も対象となります。) 2.奨学金の貸与を受けて大学、大学院・短期大学、専修学校専門課程を卒業した方 3.平成29年4月1日以降、 <u>地元</u> に就職された方※で申請年度の末日まで継続して勤務する方(国及び地方公共団体の正規職員は除く) ※町内企業・自営及び通勤可能な町外企業に勤務されている方 4.月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は交付申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方 5.奨学金の返還に滞納がない方 6.町に納めるべき、町税・分担金・使用料に滞納がない方	教育委員会

出雲崎町 子育て支援制度

新
社
会
人

支援制度	内容	対象者	窓口
ふるさと就職支援 商品券利用助成	新規学卒等による就労者に対し、町内で利用できる「ふるさと就職支援商品券」を交付します。 ・商品券は、1月につき1万円相当分を交付。 ・交付月数は最長で60月分。(ただし平成27年度の新規就労者は最長で48月分。) ・交付開始月は、交付申請のあった日の属する月分からになります。(最終学校の卒業または中途退学者が新規就労して最初に行う交付申請については、3ヵ月以内に限り就職月から交付を受けることが可能です。)	出雲崎町に住所を有し、新規卒業者等(高等学校以上)として、平成27年度から平成32年度までに町内または通勤可能な市町村に就職した就労者。	町民課